

# 入札説明書

令和2年5月29日  
消防団員等公務災害補償等共済基金

令和2年5月29日付で公告した消防団員等公務災害補償等共済基金(以下、「消防基金」という。)の2020年度「消防団員等公務災害補償等実務の手引き」の印刷製本に係る一般競争入札については、本書によるものとする。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 契約担当者の所属する団体並びに氏名及び住所

消防基金 常務理事 宮田 昌一

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館8階

### (2) 調達件名

2020年度「消防団員等公務災害補償等実務の手引き」の印刷製本

### (3) 調達案件の仕様等

別添「2020年度「消防団員等公務災害補償等実務の手引き」の印刷製本に係る仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (4) 納入期限

別添「仕様書」のとおり

### (5) 納入場所

別添「仕様書」のとおり

### (6) 入札方法

入札金額は、別添「仕様書」に定める物品一式等の全てを見積もった総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。)

また、入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

### (7) 契約金額

入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とする。

### (8) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 2 競争に参加する者の必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 令和元・2・3年度全省庁統一資格において、「物品の製造」のうち営業品目「その他印刷類」でC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること
- (4) 国等から指名停止等を受けていない者であること
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること
- (6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しない者であること

## 3 入札公告の期間等

令和2年5月29日(金)～6月10日(水)

## 4 競争執行の場所及び日時等

- (1) 競争執行の場所  
東京都港区西新橋3丁目7-1 ランディック第2新橋ビル4階  
消防基金応接室
- (2) 日時  
令和2年6月11日(木) 午前11時  
三密を避けるため入札は郵送の方法により行うこととするが、競争執行に立ち会うことは差し支えない。ただし、立ち会う者は、入札者との関係を示すため社員証を提示するとともに、マスクを着用するなど感染対策を行わなければならない。
- (3) 入札に必要な書類等  
入札に参加する者は、次に示す書類等を競争執行までに郵送の方法により提出しなければならない。
  - ① 入札書(様式1) 3部(再入札用2部を含む。)
  - ② 委任状(代理人に委任する場合に限る。)(様式2) 1部
  - ③ 上記2(3)の資格を有することを証明する書類 1部
  - ④ 上記2(4)の指名停止等を受けていない者であることを証明する書類(様式3) 1部

## 5 入札書の記載方法及び提出方法等

- (1) 入札書の提出方法
  - ① 社名を記した封筒に入札書を入れて封緘し、その封皮に「2020年度「消防団員等公務災害補償等実務の手引き」の印刷製本の入札書在中」と朱書きする。
  - ② 別の封筒に社名を記し、①の封筒、委任状(必要な場合のみ。)を入れその封皮に「2020年度「消防団員等公務災害補償等実務の手引き」の印刷製本の入札書

類一式在中」と朱書きする。

(2) 入札の無効

- ① 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- ② 委任状を提出しない代理人がした入札
- ③ 押印又は訂正印を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札、又は誤字等により意思表示が不明確である入札
- ⑤ 他の入札者の入札参加を妨害する行為、又は入札担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

(3) 落札者の決定

- ① 開札は、入札後、入札場所と同じ場所で、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。  
なお、入札に立ち会う者は、契約担当者又はその補助者等が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札が終了するまで開札場所を退出することができない。
- ② 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額を提示した入札者を落札者とするが、落札者となる同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに入札事務に関係のない消防基金職員のくじにより落札者を決定する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
全額免除

7 入札に関する注意事項

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行わないこと。
- (2) 競争を制限する目的で他の本入札に参加しようとする者と入札書に記載する金額又は入札意思について相談を行わず、独自に当該金額を決定すること。
- (3) 落札者の決定前に他者に対して入札書に記載した金額及び提案内容を意図的に開示しないこと。
- (4) 入札書等の差し替えは認められない。
- (5) 入札書等は返却されない。
- (6) 消防基金は、入札書等が提出された後、当該提出者から許諾された場合を除き、本件入札業務外の目的で入札書等を使用しない。
- (7) 消防基金が提供する一切の書類等は、本件入札業務外の目的で使用できない。
- (8) 入札参加に要する費用は入札参加者が負うものとする。
- (9) 消防基金は、談合その他不穩の挙動があり競争入札を公平に執行できない状況にあると認めた際、本件入札を延期又は中止することができる。

8 契約

- (1) 落札者は、落札決定の日（落札決定通知書の送達日）から 7 日以内に、別添「契約書（案）」を踏まえて契約書を作成し、持参して提出すること。落札者がこの期間内に契約書を提出しないときは、当該落札は、原則としてその効力を失うものとする。
- (2) 開札の結果、入札者がいないとき及び落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、消防基金は、随意契約により事業者を決定する。

## 9 監督・検査

消防基金の指定する職員が行う。

### 10 入札説明書に関する質問

令和2年6月9日（火）までに、書面（ファクシミリ03-3581-7720（6月5日まで）・03-5422-1745（6月8日以降））又は電子メールで行うこと。

#### (1) 入札手続きに関すること

消防基金会計課

担当：豊島（電話03-6268-8910（6月5日まで）・03-5422-1712（6月8日以降））

電子メールアドレス：kaikai@syouboukikin.jp

#### (2) 仕様書等に関すること

消防基金企画課

担当：吉田（電話03-3595-0544（6月5日まで）・03-5422-1715（6月8日以降））

電子メールアドレス：kikaku@syouboukikin.jp

なお、質問に関する回答は、ファクシミリ又は電子メールによる方法で行うこととする。